

いパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料及び紙製衛生用品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 衛生用紙綿、衛生用綿状パルプ等の紙製衛生材料、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の紙製衛生用品

(注意点) ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の原紙は、「1812-01、-011 洋紙・和紙」の範囲に含まれる。

(対応する ISIC) 2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1829-09	1829-099	その他のパルプ・紙・紙加工品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 154「紙製品製造業」、細分類 1591「セロファン製造業」、1592「繊維板製造業」及び 1599「他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業」のうち紙製衛生材料、紙製衛生用品を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 事務用紙製品、学用紙製品、日用紙製品、セロファン、紙管、紙ひも、紙テープ、ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品

(変更点) 日本標準産業分類の変更により、平成7年、12年表において本部門に含まれていたブックバイディングクロスを、「1813-02、-021 塗工紙・建設用加工紙」に統合し、「1821-09、-099 その他の紙製容器」に含まれていたソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品は、本部門に統合。

(対応する ISIC) 2109 その他の紙及び板紙製品製造業

列コード	行コード	部門名称
1911-01	1911-011	印刷・製版・製本

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 161「印刷業」、162「製版業」、163「製本業、印刷物加工業」、169「印刷関連サービス業」及び独立行政法人国立印刷局の印刷・製版・製本活動を範囲とする。なお、生産額には独立行政法人国立印刷局の広告料収入を含める。

(品目例示) 凸版印刷物(活版)、平版印刷物(オフセ

ット)、凹版印刷物(グラビア)、特殊印刷物、製版、官報印刷、紙幣印刷

(変更点) 平成7年、12年表のコード「1911-02、-021」を「1911-01、-011」に変更。

(注意点) 一般印刷の加工賃収入分は、ほとんど同業者からの委託とみなし、生産額には含めない。

(対応する ISIC) 2221 印刷業

2222 印刷に関連するサービス業

## 5 化学製品、石油・石炭製品

列コード	行コード	部門名称
2011-01	2011-011	化学肥料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1711「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム及び亜硝酸ナトリウムを除いたもの、1712「複合肥料製造業」、1719「その他の化学肥料製造業」及び 1721「ソーダ工業」のうち塩化アンモニウムの生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生する屑・副産物(硫安、塩安、けい酸石灰等)は、本部門を競合部門とする。

(品目例示) アンモニア、アンモニア水

窒素質・りん酸質肥料: 尿素、硝酸アンモニウム、石灰窒素、過りん酸石灰、熔成りん肥、重過りん酸石灰、重焼りん

複合肥料: りん酸アンモニウム(肥料用)、高度化成肥料、普通化成肥料、配合肥料

(変更点) 平成7年表の列・行部門「2011-01、-011 アンモニア」及び「2011-02、-021 化学肥料」を本部門に統合。

(対応する ISIC) 2412 肥料及び窒素化合物製造業

列コード	行コード	部門名称
2021-01		ソーダ工業製品
	2021-011	ソーダ灰
	2021-012	か性ソーダ
	2021-013	液体塩素
	2021-019	その他のソーダ工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1721「ソーダ工業」のうち、塩化アンモニウムを除く生

産活動を範囲とする。

(品目例示) その他のソーダ工業製品：塩素ガス、塩酸ガス、塩酸高度さらし粉、さらし液、塩素酸ナトリウム

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2029-01		無機顔料
	2029-011	酸化チタン
	2029-012	カーボンブラック
	2029-019	その他の無機顔料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1722「無機顔料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) その他の無機顔料：亜鉛華、酸化第二鉄、黄鉛、鉛丹、リサージ、カドミウム顔料、銀朱

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2029-02	2029-021	圧縮ガス・液化ガス

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1723「圧縮ガス・液化ガス製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 酸素ガス、窒素、アルゴン、水素、溶解アセチレン、炭酸ガス

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2029-03		塩
	2029-031	原塩
	2029-032	塩

(担当府省庁) 財務省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1724「塩製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 塩、食卓塩、かん水、にがり

(注意点) 岩塩は「0629-09、-099 その他の非金属鉱物」に含まれる。

(対応する ISIC) 2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2029-09	2029-099	その他の無機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1711「窒素質・りん酸質肥料製造業」のうち硝酸、硝酸ナトリウム、亜硝酸ナトリウム並びに 1729「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒を除いたものの生産活動を範囲とする。

(品目例示) 亜硫酸塩、硫化物、ふっ化物、りん化合物、カリウム塩、バリウム塩、活性炭

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

2412 肥料及び窒素化合物製造業

列コード	行コード	部門名称
2031-01		石油化学基礎製品
	2031-011	エチレン
	2031-012	プロピレン
	2031-019	その他の石油化学基礎製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1731「石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)」のうち、ナフサを分解して得られる石油化学の第一次製品であるエチレン、プロピレン、ブタン、ブチレン、ブタジエン、ノルマルパラフィン、分解ガソリン、オフガスの生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2320 石油精製業

列コード	行コード	部門名称
2031-02		石油化学系芳香族製品
	2031-021	純ベンゼン
	2031-022	純トルエン
	2031-023	キシレン
	2031-029	その他の石油化学系芳香族製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1731「石油化学系基礎製品製造業(一貫して生産される誘導品を含む)」のうち改質生成油及び分解ガソリンからつくられる純ベンゼン、純トルエン、キシレン(o-キシレン(精製のものの)、m-キシレン(精製のものの)、p-キシレン

ン(精製のもの)を含む)、芳香族剤の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2032-01		脂肪族中間物
	2032-011	合成アルコール類
	2032-012	酢酸
	2032-013	二塩化エチレン
	2032-014	アクリロニトリル
	2032-015	エチレングリコール
	2032-016	酢酸ビニルモノマー
2032-019	その他の脂肪族中間物	

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1732「脂肪族系中間物製造業(脂肪族系溶剤を含む)」の生産活動を範囲とし、その生産物は、エチレン、プロピレン、ブチレン等のオレフィンからの誘導品とする。

(品目例示) 合成アルコール類：エチルアルコール、合成高級アルコール(C9以上のもの)、イソプロピルアルコール、合成オクタノール、合成ブタノール

その他の脂肪族中間物：酸化エチレン、塩化ビニル(モノマー)

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2032-02		環式中間物
	2032-021	スチレンモノマー
	2032-022	合成石炭酸
	2032-023	テレフタル酸(高純度)
	2032-024	カプロラクタム
2032-029	その他の環式中間物	

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1734「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、環式中間物の生産活動を範囲とし、その生産物は、ベンゼン、トルエン、キシレンからの誘導品である。

(品目例示) その他の環式中間物:アルキルベンゼン、無水フタル酸、テレフタル酸ジメチル、シクロヘキサン

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2033-01	2033-011	合成ゴム

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1736「合成ゴム製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2039-01	2039-011	メタン誘導品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1739「その他の有機化学工業製品製造業」のうちメタン誘導品の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 精製メタノール、ホルマリン、塩化メチル、フロンガス

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2039-02	2039-021	油脂加工製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1751「脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業」のうち、硬化油(食用)を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 硬化油(工業用)、脂肪酸、グリセリン

(対応する ISIC) 2424 石鹸、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

列コード	行コード	部門名称
2039-03	2039-031	可塑剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1739「その他の有機化学工業製品製造業」のうち、可塑剤の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フタル酸系可塑剤、脂肪酸系可塑剤、りん酸系可塑剤、アジピン系可塑剤、ポリエステル系可塑剤、エポキシ系可塑剤

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2039-04	2039-041	合成染料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1734「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうち、合成染料(ピグメントレジンカラーを含む)の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2039-09	2039-099	その他の有機化学工業製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1733「発酵工業」、1734「環式中間物・合成染料・有機顔料製造業」のうちレーキ及び1739「その他の有機化学工業製品製造業」のうち可塑剤を除く生産活動を範囲とする。

(品目例示) 純ベンゼン(非石油系)、クレオソート油、ピッチ、ナフタリン、エチルアルコール、レーキ、ゴム加硫促進剤、ゴム老化防止剤、高級アルコール(油脂製品)

(対応する ISIC) 1551 酒類の蒸留、精留及び混合業; 発酵原料からのエチルアルコール製造業

2411 基礎化学品製造業(肥料及び窒素化合物を除く)

列コード	行コード	部門名称
2041-01	2041-011	熱硬化性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1735「プラスチック製造業」のうち、フェノール樹脂、ユリア樹脂、メラミン樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、アルキド樹脂、エポキシ樹脂、けい素樹脂の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2041-02		熱可塑性樹脂
	2041-021	ポリエチレン(低密度)
	2041-022	ポリエチレン(高密度)
	2041-023	ポリスチレン
	2041-024	ポリプロピレン
2041-025	塩化ビニル樹脂	

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1735「プラスチック製造業」のうち、ポリエチレン、ポリスチレン、ポリプロピレン、塩化ビニル樹脂の生産活動を範囲とする。

(注 意 点) EVA(エチレン・酢酸ビニルコポリマー)は、「2041-021 ポリエチレン(低密度)」に含まれる。

(対応する ISIC) 2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2041-03	2041-031	高機能性樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1735「プラスチック製造業」のうち、ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテルの生産活動を範囲とする。

(品目例示) ポリアミド系樹脂、ポリカーボネート、ポリアセタール、ポリエチレンテレフタレート(繊維用を除く)、ポリブチレンテレフタレート、変成ポリフェニレンエーテル

(注 意 点) ポリエチレンテレフタレート(繊維用)は「2041-09、-099 その他の合成樹脂」に含まれる。

(対応する ISIC) 2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2041-09	2041-099	その他の合成樹脂

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1735「プラスチック製造業」のうち、石油系樹脂、メタクリル樹脂、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン樹脂、ふっ素樹脂、アセチルセ

ルコース、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)など他に分類されない合成樹脂の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 石油系樹脂(ポリブテン、石油樹脂)、メタクリル樹脂(成形材料、板状等材料)、ポリビニルアルコール、塩化ビニリデン、ふっ素樹脂、ポリエチレンテレフタレート(繊維用)

(対応する ISIC) 2413 プラスチック原料製造業、合成ゴム製造業

列コード	行コード	部門名称
2051-01	2051-011	レーヨン・アセテート

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1741「レーヨン・アセテート製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ビスコース長繊維糸・短繊維、キュプラ長繊維糸・短繊維、アセテート長繊維糸・短繊維

(対応する ISIC) 2430 人造繊維製造業

列コード	行コード	部門名称
2051-02	2051-021	合成繊維

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1742「合成繊維製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) ナイロン長繊維糸・短繊維、ポリエステル長繊維糸・短繊維、アクリル長繊維糸・短繊維、ビニロン長繊維糸・短繊維、ポリプロピレン長繊維糸・短繊維

(対応する ISIC) 2430 人造繊維製造業

列コード	行コード	部門名称
2061-01	2061-011	医薬品

(担当府省庁) 厚生労働省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 176「医薬品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 医薬品製品(循環器官用薬、抗生物質製剤等)、医薬部外品(清涼剤、てんか粉剤、腋臭防止剤、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤、カルシウム剤)、動物用医薬品・医薬部外品

(注意点) 化粧品・歯磨は「2071-02、-021 化粧品・

歯磨」に、農薬は「2074-01、-011 農薬」に含まれる。

(対応する ISIC) 2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業

2423 医薬品、薬用化学品及び植物性薬品製造業

2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2071-01		石けん・合成洗剤・界面活性剤
	2071-011	石けん・合成洗剤
	2071-012	界面活性剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1752「石けん・合成洗剤製造業」及び1753「界面活性剤製造業(石けん、合成洗剤を除く)」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 界面活性剤:陰イオン・陽イオン・両性イオン・非イオン界面活性剤、柔軟仕上げ剤

(対応する ISIC) 2424 石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

列コード	行コード	部門名称
2071-02	2071-021	化粧品・歯磨

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 177「化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 香水、オーデコロン、頭髪用化粧品(シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料等)、皮膚用化粧品(クリーム、乳液、化粧水、パック等)、仕上用化粧品(ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメイクアップ等)、特殊用途化粧品(日やけ止め・ひげそり用化粧品等)、歯磨

(対応する ISIC) 2424 石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業

列コード	行コード	部門名称
2072-01	2072-011	塗料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1754「塗料製

造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 油性塗料、ラッカー、電気絶縁塗料、合成樹脂塗料、シンナー類

(対応する ISIC) 2422 ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マステイク製造業

列コード	行コード	部門名称
2071-02	2072-021	印刷インキ

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1755「印刷インキ製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 一般インキ、新聞インキ、補助剤、印刷用ワニス

(対応する ISIC) 2422 ペイント、ワニス及びこれらに類する塗料、印刷用インク、マステイク製造業

列コード	行コード	部門名称
2073-01	2073-011	写真感光材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1795「写真感光材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) フィルム、印画紙、感光紙、写真用化学薬品

(対応する ISIC) 2109 その他の紙及び板紙製品製造業  
2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2074-01	2074-011	農薬

(担当府省庁) 農林水産省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1792「農薬製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺そ(鼠)剤、植物成長調整剤、補助剤

(注 意 点) 殺虫、殺そ(鼠)剤製造業(農薬を除く)及び殺菌・消毒剤製造業(農薬を除く)の活動は、「2061-01、-011 医薬品」に含まれる。

(対応する ISIC) 2421 殺虫剤及びその他の農業化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2079-01	2079-011	ゼラチン・接着剤

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1794「ゼラチン・接着剤製造業」の生産活動を範囲とする。

(対応する ISIC) 2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2079-09	2079-091	その他の化学最終製品 触媒
	2079-099	その他の化学最終製品(除別掲)

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の細分類 1729「その他の無機化学工業製品製造業」のうち触媒、1756「洗浄剤・磨用剤製造業」、1757「ろうそく製造業」、1791「火薬類製造業」、1793「香料製造業」、1796「天然樹脂製品・木材化学製品製造業」、1797「試薬製造業」及び1799「他に分類されない化学工業製品製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) 無煙火薬(除武器用)、電気雷管、クレンザー、ワックス、靴クリーム、ろうそく、天然香料、合成香料、調合香料、デキストリン(含可溶性でんぷん)、修正液

(対応する ISIC) 2424 石鹼、洗剤、クリーニング、つや出し剤、香水及び化粧品類製造業  
2429 他に分類されないその他の化学製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2111-01		石油製品
	2111-011	ガソリン
	2111-012	ジェット燃料油
	2111-013	灯油
	2111-014	軽油
	2111-015	A重油
	2111-016	B重油・C重油
	2111-017	ナフサ
	2111-018	液化石油ガス
	2111-019	その他の石油製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 181「石油精製業」、182「潤滑油・グリース製造業(石油

精製業によらないもの)」及び細分類 1899「他に分類されない石油製品・石炭製品製造業」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2111-017 ナフサ」を競合部門とする。

また、「2031-01 石油化学基礎製品」で副産物として発生する液化石油ガスは、「2111-018 液化石油ガス」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石油製品：グリース、潤滑油、パラフィン、アスファルト、精製・混合用原料油、石油ガス、オイルコークス

(変更点) 平成7年表の「2111-011 揮発油」を「ガソリン」に名称変更。

(対応する ISIC) 2320 石油精製業

列コード	行コード	部門名称
2121-01		石炭製品
	2121-011	コークス
	2121-019	その他の石炭製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 183「コークス製造業」及び細分類 1891「練炭・豆炭製造業」の生産活動を範囲とする。また、石炭ガスを冷却する過程で得られるコールタール及びコールタールと石炭ガスから直接抽出される粗ベンゾールが含まれる。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2121-011 コークス」及び「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。また、他部門で副産物として発生する高炉ガス、転炉ガス、電気炉ガスは、「2121-019 その他の石炭製品」を競合部門とする。

(品目例示) その他の石炭製品：練炭、豆炭、粗ベンゾール、コールタール、コークス炉ガス

(対応する ISIC) 1010 無煙炭鉱業・固形燃料製造業  
1020 亜炭鉱業・固形燃料製造業  
2310 コークス炉製品製造業

列コード	行コード	部門名称
2121-02	2121-021	舗装材料

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の小分類 184「舗装材料製造業」の生産活動を範囲とする。

(品目例示) アスファルト舗装混合材、タール舗装混

合材

(対応する ISIC) 2310 コークス炉製品製造業

## 6 プラスチック・ゴム製品、皮革製品、窯業・土石製品

列コード	行コード	部門名称
2211-01		プラスチック製品
	2211-011	プラスチックフィルム・シート
	2211-012	プラスチック板・管・棒
	2211-013	プラスチック発泡製品
	2211-014	工業用プラスチック製品
	2211-015	強化プラスチック製品
	2211-016	プラスチック製容器
	2211-017	プラスチック製日用雑貨・食卓用品
	2211-019	その他のプラスチック製品

(担当府省庁) 経済産業省

(定義・範囲) 日本標準産業分類の中分類 19「プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の生産活動を範囲とする。

なお、他部門で発生するプラスチック層の一部は、「2211-019 その他のプラスチック製品」を競合部門とする。

(品目例示) プラスチックフィルム・シート：プラスチックフィルム、プラスチックシート、プラスチック床材、合成皮革、プラスチックフィルム・シート・床材加工品、合成皮革加工品

プラスチック板・管・棒：プラスチック製平板・波板・積層品・化粧板・棒、プラスチック硬質管、プラスチックホース、プラスチック継手、雨どい、その他のプラスチック異形押出製品、プラスチック板・管・棒・継手・異形押出製品の加工品

プラスチック発泡製品：ポリウレタンフォーム、ポリエチレンフォーム、塩化ビニルフォーム、ポリスチレンフォーム、ポリスチレンペーパー、板状発泡製品

工業用プラスチック製品：輸送機械用プラスチック製品(バンパー、ダッシュボード、ホイールキャップ等)、電気機械器具用プラスチック製品(TVキャビネット、掃除機ボデー、冷蔵庫内装品等)、その他の工業用プラスチック製品、工業用プラスチック製品の加工品